

京都市告示第 266 号

京都市森林文化交流センターの指定管理者である公益財団法人京都市森林文化協会から、京都市森林文化交流センター条例第 4 条の規定に基づき、臨時の開所について、次のとおり申請があったため、これを承認します。

平成 29 年 7 月 21 日

京都市長 門川大作

臨時に開所する日時

開所日	開所時間
平成 29 年 7 月 25 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 29 年 8 月 1 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 29 年 8 月 8 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 29 年 8 月 15 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 29 年 8 月 22 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで
平成 29 年 8 月 29 日 (火)	午前 9 時から午後 9 時まで

(産業観光局農林振興室林業振興課)